

参議院大蔵委員会會議録第八号

平成八年四月十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十日

辞任

益田 洋介君
志苦 裕君

補欠選任

大森 礼子君
伊藤 基隆君

出席者は左のとおり。

委員長

片山虎之助君

理事

石川 弘君
植崎 泰昌君
牛嶋 正君
直嶋 正行君
梶原 敬義君

委員

上杉 光弘君
大河原太一郎君
金田 勝年君
佐藤 泰三君
清水 達雄君
須藤良太郎君
西田 吉宏君
猪熊 重二君
海野 義孝君
大森 礼子君
白浜 一良君
渡辺 孝男君
伊藤 基隆君
峰崎 直樹君
吉岡 吉典君
山口 哲夫君

國務大臣

大蔵大臣

久保 亘君

政府委員

大蔵政務次官

山崎 正昭君

大蔵省主計局次

伏屋 和彦君

大蔵省理財局次

宝賀 寿男君

官 大蔵省銀行局長

西村 吉正君

大蔵省銀行局長

内野 正昭君

事務局側

常任委員会専門

員 日本たばこ産業

株式会社代表取

締役副社長

田村 哲朗君

社団法人日本塩

工業会副会長

前園 利治君

本日、の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○塩事業法案(内閣提出)

○委員長(片山虎之助君) ただいまから大蔵委員

會を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、志苦裕君及び益田洋介君が委員を辞任さ

園利治君の出席を求めたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(片山虎之助君) 塩事業法案を議題と

し、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○牛嶋正君 平成会の牛嶋でございます。平成会

は一時間質問時間をいただいておりますが、前半

の三十分、私がやらせていただきます。

昭和五十九年に、これまでの日本専売公社が改

組されて日本たばこ産業株式会社に移行いた

しました。そのとき、たばこについては専売制度

が廃止されたわけでありましたが、塩の専売

制度はそのまま継続させるという決定がなされま

した。恐らくその理由といたしましては、まだ塩

については専売制度の廃止のための条件といいま

すか、環境が整っていないというふうな判断で

あることは、今、牛嶋さんから御指摘がございま

したとおりでございます。

これらの改正に当たつての条件は整備されたの

かということでございますが、塩事業法では、良

質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健

全な発展を目的としておりますけれども、今後努

力をしてまいらなければならない問題も多くある

と思っております。

塩の需給及び価格の安定につきましては、大蔵

大臣が需給見通しを策定、公表することによりま

して間接的に需給及び価格の安定を確保するとと

もに、塩事業センターが離島・過疎地を含め塩の

安定供給を行うこととしておりまして、引き続き

これらの問題に配慮をしておきたいと思ってお

ります。

また、国内塩産業の基盤強化につきましては、

これまで国内製塩企業のコスト削減、卸売業者の

再編整備による経営規模の拡大等を進めてきてお

ります。ことに加えて、塩産業の自立化達成の

も、やや一般用よりも伸びておりますが、それでも十年間で指数で申しますと一四一ということですから、これも非常に安定した推移を示しているのではないかと思います。

供給の方も、国内生産で見てもまいりますと、昭和六十年を一〇〇としたしまして、平成六年は一〇四・九でありまして、これも非常に安定した推移を示しております。

一方、価格の方を見ますと、家庭用塩で見ても昭和五十六年三月から次に行われる価格改定まで十一年経過しております。平成四年に家庭用塩の消費者価格が改定されておりますけれども、それでも平均いたしまして二四％のアップということですから、この価格の推移もやはり非常に安定した推移を示していたというふうに見ることができま

す。しかし、私は、それだけで先ほど申しました条件が整いつつあるとは言えないのではないかと申しますのは、これこそ専売制度がそういった安定化を誘導してきたというふうに見なければならぬからであります。

塩の特性、これにつきましては先回のこの委員会におきまして橋崎先生からいろいろ御説明がありました。私たちの食生活にとつて欠くことのできない必需品でありますけれども、これを経済学的に表現いたしますと、こういった必需品というのは価格に対して弾力性がゼロなんです。言うならば需要曲線というのは垂直であると。垂直の需要曲線を描くわけでありま

す。したがって、この前も議論ありましたけれども、価格が引き下げられても需要は伸びないわけでありま

す。恐らく専売制度から自由経済に移行いたしますと供給曲線の方は下へ下がるでしょう、押し下げられるでしょう、競争によつて。恐らく、流通機構の見直しとかあるいは塩の保管管理の面でのシステムの改善とか、そういうふうなことで供給曲線は引き下げられると思

と、価格だけが下がって、そして需要は伸びないわけでありま

す。そうしますと、全体の売り上げは合理化をすればするほどどんどん下がっていく、減少していく、こういう非常に大変な性質を持つて

いるわけですね。そういう意味では、こういった必需品の場合、そして需要曲線が垂直な形をとる場合は、自由化とい

いましてなかなかなじまない。と申しますのは、合理化をすれば売り上げが減るわけですから、なかなかインセンティブもわいてこないとい

うことになりま

す。そういう状況のもとで、恐らく流通機構の中で今の元売業者、卸売業者、ここ

のところで大変な淘汰が行われるのではないかなというふう

に私は思っております。そのためにいろいろな経過措置を設けておられるわけですが、しかし、塩が持つて

いる先ほど申しました需要曲線が垂直であるというこの性質は変わらないわけでありま

す。したがって、こういった経過措置を設けたとい

いたしまして、かなり供給側に大きなダメージが加わるのではないかなというふうに思

いますけれども、その点についてどういうふうにお考えになつてお

りますのか、きょう日本たばこ産業からお見え

いただいたておりますけれども、お答えいただければというふうに思

います。○参考人(田村哲朗君) たいだいま先生御指摘の点でござ

います。確かにこの十年間、需給の見通しを見てまいりますと、大変安定的と申しま

す。需要量、供給量とも大幅に伸びるということ

はござい

ませんで、大変堅調な伸びの推移をしてきておる

ところござい

ます。おっしゃいますように、塩というのは価格弾力性がゼロだ

という御指摘でございましたけれども、所得がふえれば買

う量がふえる、あるいは値段が下がれば買

う量がふえるという商品ではないと私も思

っております。そういう意味では弾力性が大変低いというふう

るといふふうに承知しております。

今回提案しております法案におきましては、平成十三年度末までの間、所要の経過措置及び塩事業センターにより助成措置を講じてまいることとなっております。そういった措置等を通じて、経過期間の中で塩産業の自立化が可能になるといふふうに展望しているところでございます。

○牛嶋正君 今の御説明ですと、現在、国内生産が百四十万トン、それから輸入が七百五十万トンでありまして、世界各国の中で日本が一番自給率が低くて一五％なんです。少なくともこれを維持したいといふふなところだと思つております。すけれども、なお内外の価格差、トン当たり千五百円の価格差があるといふことは、これは大変な努力をしなければならぬか埋められないのではないかなといふふうに私は思っております。

と申しますのは、先ほど申しましたように、これまでイオン交換膜の開発それから改良、もうかなり生産性を高めるための努力をされてきているわけでありまして、技術的に見ましても非常にもう限界にきているのではないかなといふふうな気がするからであります。

もう一段の努力をということになりますと、幾つかの検討項目が上がってくると思ひますが、その場合に問題になりますのは、今の国内の塩生産の生産コストの構成比がどうなっているのか、その構成比の中で最も大きなウェートを占めているものについて、やっぱりそれを引き下げる努力をしていかなければならないと思つておりますけれども、こういうデータがあればちょっとお示し願ひたいと思ひますが、今仮にその構成比の私が考えます大きな項目といたしましては、まず人件費、それからその次は利子等を含む資本費、そして燃料費、それから減価償却費、輸送費、そしてその他といふふうに分けた場合に、それぞれの費用項目の構成比といふのはわかりますか。もしわかれば教えてください。

○参考人(田村哲朗君) 概略で恐縮でございます

が申し上げたいと思ひます。

現在私どもの方で、塩の標準的な塩種と申しますか、並塩といふふうに申しておりますが、並塩の二十五キロ包装でございますが、これを現在トン当たり一万四千八百円で買ひ入れております。この金額はほぼコストに見合うといふふうにお考えいただければよろしいかと思ひますが、今先生御指摘のように大体五つの費用項目に分かれるかと思つておりますが、一つは労務費でございます。それから一つはエネルギー費でございます。それから一つは経費、それから材料費、それから減価償却費等の資本費、大体このくらいに分かれると思ひますが、大ざっぱに申し上げまして三千円ぐらい、ほぼ同じようなウェイトで、それぞれが大体二〇％二〇％といふふうにお考えいただければいいんですが、その中でもやや高いのは労務費でございます。

以上でございます。

○牛嶋正君 労務費がやや高いといふことでございしますが、やはりこれを下げていくということになりますとリストラの問題が当然出てくるわけですね。もう一つはやっぱり技術開発によりまして省力化を一層進めるといふこともあろうかと思ひますが、いずれにしてもリストラを避けることはできません。

また、先ほどの中で同じようなウェートを占めているとおっしゃいました燃料費につきましても、これもやはり技術開発を伴うものだと思います。しかしこの技術開発といふのは、これは大変な努力をいたしましてその成果は必ずしも期待できるといふわけではございません。しかし、今の塩生産七社を見ますと、規模的に申ししましても研究費に大きな投資をするといふふうな余裕はないように思ひます。そうしますと、この技術開発の点についてはどこかでやっぱり面倒を見ていかなきゃいけないんではないかなといふふうな気がするわけですね。

もう一つは輸送費でございますけれども、輸送費につきましても問題になりますのは、これは工場

のアロケーション、配置の問題。今見てみますと、どうもやっぱり西に偏つておりまして、特に瀬戸内海に集中しているようで、五社集中しています。東は福島に一社といふことでございします。恐らくこの工場の今の配置というのはこれまでの塩田製塩のときの、やはりそこで行われてきたのが吸収されながら今の生産体制になつていった歴史的な経緯があつての話だと思ふんです。しかし、イオン交換膜製塩法では、これはもう日照時間なんて問題ないわけでありまして、海水さえあればいいわけでありまして。したがって、全国的に輸送費を考えて最も合理的な工場の配置といふふうなものも考えられるわけでございますけれども、その点については今この経過措置の中でどんなふうにお考えになつておりますのか。二点についてちょっとお尋ねをいたします。

○政府委員(宝賀寿男君) 国内の塩の生産につきましては、先生お話しありましたように、まずイオン交換膜の製法が昭和四十七年に導入されて以来さまざまな形で合理化が進められてきておりまして、その中で、塩分の濃縮技術の向上とかあるいは単位当たり消費電力の低減等々、さまざまな形で技術革新を進めてきておりまして、今後とも高性能の新型のイオン交換膜の技法が導入できるのではないかなといふふうに見込んでおりますので、今後ともさらに経費削減のために努めてまいりたいといふふうに思っております。

そうした技術開発のためには、今後ともさまざまな形で製造の技法を開発していかなければならないといふことでございまして、これにつきましても、塩事業センターの仕事の一つとして塩産業関係の調査研究といふものもございしますので、それら等を通じて進めてまいりたいといふふうに思つておるところでございます。

それから、塩の輸送費でございますが、現実にかんがりのウェートを占めておりますが、これまで国内塩の配達効率の向上といふことでその低減に努めてきております。経過期間におきましては、塩卸売業者の物流拠点の整備等を助成することに

してございまして、さらに一層効率的な整備といふものを進めてまいりたいと思つております。

今、製塩業者は全国に七社ございまして、瀬戸内地方に五社といふふうに固まつておりますが、今申し上げました物流拠点の整備等を通じて配達効率をさらに高めてまいりたいといふふうに思つております。

○牛嶋正君 これは質問というよりも私の希望を申し上げたいのでありますが、その技術開発のときに一つ考慮していただきたいのは、燃料費といひますか、あるいはエネルギーの消費といふものもできるだけ抑えていただきたいといふことであります。

と申しますのは、地球規模で環境問題を考えますと、今、日本が輸入しておりますメキシコとかあるいはオーストラリアの製塩方法というのは天日製塩ですね。これはもうほとんどクリーンな太陽熱を利用した製塩であります。化石燃料はゼロに等しいのではないかなといふふうに思ひます。そうだといたしますと、地球規模で見てみた場合に、やはりそういったクリーンなエネルギーを使つて塩を製造していくというのが望ましいわけでありまして、我が国におきましても国内の産業の育成といふことがございしますけれども、あわせてそういった環境問題も考えながら技術の開発をしていただきたい、こういうことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○海野義孝君 平成会の海野でございます。

(委員長退席、理事石川弘君着席)

本日は、塩工業会さん、それからたばこ産業さんからも御多忙のところをおいでいただいたておりまして、大変ありがとうございます。後ほど二、三伺ひさせていただきますと思ひます。

これまで、一昨日の橋本先生、それから今の牛嶋先生から塩産業につきましてもほぼ全般にわたつての御質問、また、それに対する政府初め皆様方からの御回答をいただきましたので大体理解できるわけでありまして、私の持ち時間の範囲で、若干重複するかもしれませんが御

質問をさせていただきたいと思ひます。

これまでこの塩専売法というのは大変長い歴史があつたわけでございますけれども、今般、約五年間の経過措置、経過期間を置く中で、いわゆる市場メカニズムに依存する、そういった方向へ移るわけでございます。これには業界自体の自立化への御努力、あるいはまた今一般のいわゆる規制緩和あるいは行革、こういった一連の流れの中で、今回、塩産業につきましても新しい制度へ踏み切られるという大英断をなされるということかと思ひます。

そういった中で、今回のこの新しい法案によりまして、これ四十一條あるかと思ひますが、それに対して附則として大変長い皆さんの条文があるということから見ても、なかなかこの新しい制度への移行ということは容易ではないというように私は思ふわけでございます。そうした中で、できるだけ公的な関与というものは最小限にするということも言われておるわけでございますが、今回専売制度から原則民営化されるという中で、政府の役割について具体的に少し御説明いただきたいと思います。このように思ひます。よろしくお願ひします。

○政府委員(宝賀寿男君) 今回の制度改定の目的でございますが、これまで塩専売制度は塩の安定供給に大変寄与してきたところでございますが、

(理事石川弘君退席、委員長着席)

一方で、塩の製造・輸入・流通を包括的に管理するシステムであるということで、規制が強く、市場原理が働く余地が少ないということで、そのために塩産業の構造改善、ひいては産業発展を阻害する要因にもなっているという指摘もあつたところでございます。

そのために、市場原理に基づく構造改善を進めることにより、国内塩産業の一層の発展に資するということが、多様な消費者ニーズに適切に対応することが可能となるよう、塩の安定供給のための所要の措置を講じたというところでござい

ます。公的な部分につきましては極力少なくして、市場原理に基づくような形で対応していきたいというのが趣旨でございますが、一方で、専売制度が果たしてきた安定供給という点につきましては十分に配慮するとともに、経過期間中に穏やかに移行できるように政府としても見守つてまいりたいというふうに思つております。またその中で、塩需給の見通しというものも含めまして、間接的に需給及び価格の安定を図るための措置も考えているところでございます。

○海野義孝君 そうした中で、実はちよつと気になるわけでございますけれども、現在の塩専売法附則第二条です。そこでは、先ほど牛嶋先生も触れになりましたけれども、「自立化の目的が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずる」ということである。いわゆる経過措置を講じ、そういうことである。今今そういう原則自由化の方向へ踏み切るといふことになりまして、要は自立化のめどが得られたかどうか、あるいはいつごろ得られるかといふような点についてもちよつと突っ込んでお聞きしたいんですけれども、この五年間の経過措置で完全に自立化の目的が立つというように見て今踏み切られることになったということですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 先生御指摘のように、大変今回の法案につきましては経過措置関係の附則が多いということで、これは穏やかに経過措置をとることによりまして制度移行をさせていきたいということでございますが、その中で、消費者に対する激変緩和ということと、国内製塩業者や卸売業者等に対しての自立化達成のための経過措置というののも設けているわけでございます。

国内塩産業の自立化というのにつきましましては、内外の価格差解消に向けてのメーカーに対する援助、助成、それから卸売関係につきましましては物流拠点の整備等々経過措置を考えておりまして、そういった経過措置を適切に実行していくことによりまして、もちろんそれぞれ関係業者の自

助努力というのもございしますが、そうした中で自立化達成が行われるんじゃないかというふうに展望しているところでございます。

○海野義孝君 よくわかりますが、現在の専売制度におきましては、価格と需給の安定、これに大変貢献してきたというところはこれまでの議員の方々の御質問の答弁でもわかりました。ただ、今回のこの法案では、安定供給の確保ということについては第一条でうたわれているわけでありまして、けれども、価格の面につきましましては特に触れられていない。これは、これまでの専売法からそういった市場のメカニズムにゆだねるということかと思ひますけれども、何せ価格硬直性が強いものですから、価格が下がって、それによって需要がふえることによって関係の業者の方々の収入の面が保証されるというか、安定した移行ができるということには必ずしもならない、そういうふうに思ふわけでありまして。

そういう点で、今後の新しい制度では、塩の価格、これは具体的にどういふような設定というか、公的にその辺について指導とか関与されるかということをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宝賀寿男君) 塩専売制度のもとにおきましては、政府は塩の製造・輸入・流通等を包括的に管理していきまして、その中で塩の価格というものが政府の関与のもとに決定されてきておりまして、かなり安い値段になってきているというふうにして承知しておりますが、この価格決定におきまして政府の関与を廃止するということは、原則自由の市場構造に転換するというところで、塩の価格は原則として市場原理にゆだねられるということになるわけでございます。

しかしながら、塩は国民生活に不可欠な代替性のない物資であるということでございしますので、今後とも塩の需給及び価格の安定ということについては鋭意注意してまいらなければならないというふうに承知しております。その中で、措置といふことは、大蔵大臣が塩需給見通しを策定、公表することによりまして間接的に需給の安定、ひいては価格の安定というのに資するよ

うに努めたいと存じますし、特に生活に密接な関連のある生活用塩の供給につきましては、塩事業センターというものを予定しております。この塩事業センターが良質の塩を安定した価格で供給するというふうに考えておりますので、こういった措置等を通じて価格の安定ということを図つてまいりたいと存じております。

○海野義孝君 その価格の面でもちよつとお聞きしたいんですが、現在ではたばこ産業さんが、元売さんに対しての塩の売り渡し価格、これは大蔵大臣の認可を受けて全国一本立てで決めていらつしやうと。さらに元売人から直接の消費者あるいは小売人に対しての販売価格、また一般消費者への販売価格についても大蔵大臣の認可を受けて公表されていると、こういうことであるわけですか。

さらにまた、会社の売り渡し価格にまたその会社の決めた手数料あるいは運賃を加えた額が販売の上限価格となつていて、また大口の消費については割引制度があると、こういうふうなことで、大変そういった面では、需給面での安定ということと同時に、価格面についても大変な配慮をされているということですか。

これが、市場の原理というか、そういった方向に行く場合に、果たして価格が安定した形で供給できるかと。これは消費者の場合もそうですし、あわせて業界の方々についても安定した経営というか、もちろん今後努力をされていかなくてはならないということはあるんですけれども、そういった中でも、今までのそういうふうなガードされた部分が一気に取られた場合に、今後の価格というものがどういふふうになっていくかという点が大変心配なわけなんです、その辺については特に問題がないか、その点をちよつとくどいようですけれどもお聞きしたいんです。いかがでございますか。

○参考人(田村哲朗君) ただいま先生御指摘の価格の安定の問題でございますが、私どもの方は、今回の新法下の新しい仕組みに移りましては、大きな価格変動がなくなっていくのではないかと

うに見通しております。

その一つの理由といたしましては、御存じのよう経過期間というのを設けていただいております。その中で、その五年間の間は流通のルート規制というのが従来とそんなに変わらない形でやらせていただけたらということになっております。そういうことによりまして、そう混乱もなく流れていく、価格の方も流れていくというふうに一つは思います。

それからもう一つは、先ほどもちよつとお話が出ましたけれども、生活用塩というのが流れるわけでございます。生活用塩につきましては、今度新しくきます塩事業センターが全国の販売店の皆さん方に、言ってみれば同じお値段で売り渡しをするということになってございます。そういう意味では、中身的にはその部分が一つの基準になろうかと思っております。そんなに大きく消費者にお渡しになる価格が変わらないだろうというふうな思っているところでございます。

それから三点目でございますが、これも経過期間にかかわるわけでございますが、経過期間は従来の専売塩も、徐々に少なくなっていくとは思いますが、並行して自主的に流れる塩と一緒に流れることになってございます。そういう意味では、その辺の価格というのは従来の専売塩を踏襲したような形で流れてまいりますので、その辺がやっぱり価格に影響してくるんじゃないかというふうな考えております。

総体的に申し上げますと、以上三点でそう大きな価格の変動はないだろうというふうに考えております。

○海野義孝君 今のお話である程度安堵しますけれども、今お話しの中に出てまいりました塩事業センター、これは大変重要な役割を今後果たされていくというふうに思うんですけれども、民営化によりまして、現在のたばこ産業さんの中の塩専売事業本部の業務というものを、またそこに相当数の人を抱えていらっしゃると思っておりますけれども、そういった方々は具体的にどうなっていくのか、

現在の事業本部さんの業務と塩事業センターさんの業務との関係、その辺について少し御説明いただきたいと思っております。

○参考人(田村哲朗君) 私どもの塩専売事業本部、日本たばこの中にございますが、現在約五百人の社員で運営をいたしてございます。今回新しい法律が成立をいたしますと、来年の四月一日をもちまして私どもの方は組織をなくすといひますか、やめるというふうな考えております。

今回、こういう新しい仕組みに移りますが、昭和六十年、専売改革によりまして専売公社から御存じのようにたばこ産業株式会社へ改組をしたわけでございます。そのときに塩専売事業につきましましてはたばこ会社の方でやるということになっておりますけれども、中身的には、先ほども御指摘がございましたように、自立化の目的がついた段階で検討するということになっております。言ってみれば、暫定的に日本たばこの方でその時期までやるというふうな理解をいたしております。そういう意味からも、私どもの方としては民間の事業の皆様方にお任せをしていくということがいけないかというふうな思っているわけでございます。

また、塩事業センターが新しくきます。塩事業センターにつきましては、制度改革が円滑に進みますように、制度改革の当初には私どもの方の社員が、言ってみれば知識と経験を持っているというところもございまして、塩事業センターの必要に応じまして出向等で対応するというふうなことはあるかと思っております。

しかし、私どもの方の専売事業本部の社員につきましては、我が社全体の中で配置転換等によりまして対応していくというふうな考えております。

○海野義孝君 そうしますと、現在の事業本部の抱えていらっしゃる方々についての雇用の問題については特に問題はない、心配はないということよろしくございしますか。

○参考人(田村哲朗君) ただいま申しましたように、私どもの方のたばこ等の、塩以外の部門の中で吸収をしていく、対応していくというふうな思っているところでございます。

○海野義孝君 次に、塩工業会の方がおいでになつていらっしゃるのです、一、二お教えいただきたいと思ひます。

実は、先般、副会長さんにお越しいただきましたちよつと勉強させていただいたわけでありまして、けれども、そのときお聞きできなかったこと等も含めてちよつとお教えいただきたいと思ひます。

先ほどから、いわゆる新制度になりましたも塩の需給関係の安定、価格についての安定化を極力図っていくと、こういったお話がありましたけれども、やはり気になるのは、自立化すること等とでこれまで業界を挙げて御努力されてきていたことだと思ひますけれども、一応この五年間の間に、いろいろ助成等も受けながら、さらに合理化あるいはそのほかを進めていくというふうな何っているわけでございますけれども、将来に向かって競争が大変激しくなっていくと。現に、新しい制度へ移行するというようなことが起こってきた過程におきまして、元売人の方あるいは小売関係等においても、業界の中で整理統合といひますか、そういった動きが始まっているやに聞きます。専売権を有し、そうした中で保護されてきた業界が、言うならば裸になつて競争していくという時代がやがては来るわけで、当面その過渡期に差しかかるということであります。

そういった中で、製造とか販売、販売については卸それから小売、こういった関係に携わられる業者の方々の経営上の問題、こういった点がやっぱり心配になるんですけれども、その辺はスムーズに新しい制度に移行していく過程で具体的にどのような対策を今後進めていかれるか。これまでもいろいろ御努力されていると思うんですが、この五年間という経過措置の中でのことについて少しお教えいただければと思ひます。

○参考人(前園利治君) お答えいたします。

今までは、塩の業界というのは近いうちに競争市場に直面するな、これに備えて頑張らにやいかぬなという頭の中で描いていた競争市場が、この法律が通ったことによつて今度は現実には競争市場に直面する、こういうことが大きな変化でございます。そこで、生産者にしても卸にしても小売にしても、大変厳しい解決を迫られる問題に直面する、こういうことになるわけでございます。

生産で申し上げますと、輸入塩と国内塩との競争、コストの差というのがございまして、これを頑張つて埋めなきゃならぬというテーマが一番大事なテーマでございます。このテーマを片づけていくには、工場のコスト合理化をする、そのためには思い切つた投資をする、それから場合によっては企業の統廃合ということも避けて通れぬかもしれぬと。それからまた、イオン交換膜の性能のいいものを開発して導入していく、こういうことも必要になってきます。それからまた、七社で共同をして、物流の共同化というふうなことで物流費の節減もやっていく、こういった難しい問題を解いていかなきゃならぬということになります。

それから卸の場合は、今までの企業も零細規模で非常に基盤が弱いという状態がありましたので、今度はこの規模の拡大、それから基盤強化ということが重要なテーマになつてくると思ひます。

そこで、既に始まつておりますけれども、企業の統廃合というふうなこと、それからまた元売企業の協業化というふうなことを進めていきながら、流通拠点同士の情報ネットワークを整備していくとか、倉庫を整備していくとか、こういった課題を解決していかなきゃならぬという状況でございます。こういった問題は、口で言うとは簡単ですけれども、実際実行するというのはなかなか難しい問題でございます。

そこで、業界としては一生懸命自助努力をしながら、この法案の中に入つておりますような経過措置、こういったものをその自助努力としっかり結

びつけて頑張っているかなきやならぬという覚悟をしていて、ところでございませう。五年間でこれだけの宿題をきつと片づけられるのかなという心配がないわけじゃありませんけれども、そんな心配をするよりも、まず一生懸命頑張ってみるしかないなと、そういうことで取り組んでいかなくやならぬというふうに思っております。

それから、小売さんの場合ですね、これは小売店さんの商売の中で塩の占める割合というのは非常に小さいですから、商売自身としてはそう大きな問題があるわけじゃありませんけれども、十一万店の小売屋さんが今一本の組織になっておりますが、これを支えているのは、国の専売事業を支えているという誇りと意識が支えになってこの十一万店の組織維持が守られているわけですが、この専売がなくなることによってその辺の組織維持がぐらぐらすると、せっかくおっしゃっている生活用塩の安定供給にもこれは支障を来しかねませんので、この辺は組織がぐらぐらしないように、特に公的法人といいますか塩事業センター、大蔵省あたりでその辺をよくケアしていただいてやっていく、こういうことを望みたいなというふうに思っております。

大体そんなことでございます。

○海野義孝君 大変ありがとうございます。

確かに今、元売が約八十社ぐらい、小売は十一万前後というふうなことで、規模も大変小さいというところですけれども、今までは一定の販売手数料といったものが、保障されていたというのはどうかと思いますが、小売価格の中に加えられていたということ、それなりにそういった業者の方も努力をされてこれまで来たと思えますけれども、やはり今後は、政府また業界として大いにそういった助成措置等も講じながら、自立化に向かつての努力をこれから五年間の経過措置の中で続けていただきたいと思います。

私は、消費者にとっても、新しい制度によってニーズの多様化に対応した製品の供給ができると同時に、一方で、業界に携わっている多くの業

者の方々が安定した経営を続けていけるように政府としても格段の配慮を今後経過措置の中で講じていただいて、やはり新しい市場に依存するということでありますから、当然技術革新あるいは徹底した合理化等を行っていくわけですが、そういったものがスムーズに進み、そして約百年の専売制度からこの新しい制度に移行することによって結果的によかつたということになるように、ひとつ関係の方々のお努力をお願いするということが申し上げて、私の質問にさせていただきます。

ありがとうございます。

○梶原敬義君 私は社民党の梶原でございますが、これから質問をさせていただきますと思

塩専売事業のもとで、これまで長い間国民に安定して塩を供給していただきました関係者の皆さんや従業者の皆さんにこの際心から敬意を表したいと思ひます。参考人としておいでいただきました日本たばこ産業株式会社の田村副社長さん、社団法人日本塩工業会副会長の前田利治さんには、これから質問を若干することにしたいと思います。

時間がありませんからポイントだけはしよって質問いたしますが、この塩専売事業を廃止することによりまして、いろいろ答申等も出ておりますが、国民に対してそれは一体どういう影響を及ぼすのか、メリットは一体あるのかないのか。私は、中卸をしている人たちに一体消費者はどうなるのかというのを聞いてみましたら、大きな需要者、例えばみそ、しょうゆ、漬物とか、大きな消費者というか需要者に対しては、恐らく価格はこれからこれによって下がってくるだろうと、そして中小の皆さんの価格というのはむしろ上がる傾向が将来出てくるのではないかと。家庭は一体どうなるのかというと、家庭はむしろ将来は上がる傾向になるのではないかと、こういう感じも承ったんですが、大蔵省はその辺はどのようにお考えか、国民に対するメリットは一体あるのかないのか、最初にお伺いします。

○政府委員(宝賀壽男君) 今回の改革により国民への影響でございますが、現在の塩専売は財政専売ではなく公益専売という形で行われておりますので、価格としては、高い価格を維持しているというわけではなくて、むしろ相対的に形で推移してきているというふうに承知しております。

この価格の今後の動向については、予測の困難な部分がございますが、塩事業センターを通じて安定的に供給するということで、価格については余り大きな影響がないのではないかとこのように思っております。むしろ消費者のメリットとしては、今までの限られた規格の塩から、多様な消費者ニーズに即応した商品というのがさまざまな形で生み出されるのではないかとこのように期待しているところでございます。

○梶原敬義君 なかなか難しい問題ですから、この程度にして次に移ります。

国内の製塩業者、これは昭和三十五年当時は製造場数が三十六カ所、従業員総数が四千四百四十一人が、現在では七社、千四百八十八人。非常に合理化という国際競争にさらされて大変厳しい状況になっていると思うんです。前田参考人にちよつと教えてほしいんですが、七社各社の経営状況というか、例えば累積赤字があるのか、あるいは経営内容はまあまあいいところになっているのか、その辺のことをお伺いをしたいというのが第一点。

それから、残る千四百八十八人の人たちの雇用問題ですね、私も民間の出身で労働組合のそんな仕事もしておったものですから、こういうときに働く者のことが本心に心配になるんですね。この人たちの雇用確保の問題、この二点についてお伺いしたいと思います。

○参考人(前田利治君) お答えいたします。

七社の経営内容でございますが、七社の年間の経常利益は約三十億足らずぐらいでございますが、割に今のところ順調に推移しているという状況でございます。

それから雇用の確保の問題でございますが、製

塩企業の雇用を確保するにはどういう手があるかと。これは端的に申し上げますと、これから競争市場の中で製塩企業が頑張つて生き延びていく、これが雇用確保の一番の基本かなと、そういうふうに思ひます。

そこで、生き延びていくためには私は三つのポイントがあるかなというふうに思ひます。一つは、製塩企業が持っている限りの知恵と汗を絞って出して合理化努力をやっていく。その場合には、もちろん本体の合理化も当然ですけども、輸送の合理化とかあるいは新規事業の開発とか、そういうことも含めて精いっぱい合理化努力をしていく。もう一つは、その際に従業員の方々の理解と協力を得るよう全力を挙げて努力する、これが二番目かなと思ひます。三番目が、こういった企業の経営努力と、それから今度の法案の中にありますような経過措置、こういうものを密接に結びつけて、結局は競争力を高めて製塩企業は生き延びていく。これが雇用確保の大事な点ではないかなと、そういうふうに思っております。

○梶原敬義君 どうもありがとうございます。

次に、今七十六社あります卸業者ですね、この辺は大体どのように推移するということに見られておられますか、前田参考人。

○参考人(前田利治君) 私、まだ元売の方に直接タッチしていませんので定かなことを申し上げられないんですけども、現に企業の統廃合というのを進めております。それからまた、統廃合じゃありませんけれども、個別の元売さんが協業化して協業組合をつくるというようなことで、これは現に発足を見ております。だから、そういった合併、統合をした企業、それから協業組合になる協同化、そういったものが大事かなと思ひますが、この元売の統廃合というのは、こし一年間はまた共助金の支援をするということも続いておりますので、もつともつと進むのではないかなと。だから、五年間という残された期間に一生懸

命みな自立化を目指して頑張っていくということになるのではないかと。心配なところもありますけれども、それを頑張っていくしかないというふうな思っております。

○梶原敬義君 答弁要りませんが、大蔵省にお願いをしたいんですが、元売の関係もこれは非常にまた厳しくなると思いますが、これは企業はもちろんでありますが、従業員のことにについても配意をするようにぜひ要請をしたいと思えます。

次に、塩事業センターのことに承ります。最初に塩事業センターの資産額、これが昭和六十年年度当時は三百七十億円、塩の方にいたいたた資産が、七年度末で九百六十七億円、約一千億近く想像以上にお金を持っておられるのを承りまして、実は結構なことだと思っております。おきります。ただ、これはどうして三百七十億が一千億近くに膨らんだという疑問を最初に持ちました。承りますと、一つは運用益の面が恐らくあったんだらうと。それから若干経営努力もあつて、いわばしかし売り買いでこの差が出るわけですから、そういう点では国民から集めた、売ったお金が相当残つてきた、このようなことだらうと思ふんですね。

この資産、これをこれからどのように使っていくのかというのが問題で、法律の中にはいろいろと指導しそして援助すると、こういうところまでしか書いてないわけですね。いろいろと聞いてみますと、この一千億をどう使うかというのは、一つは助成の方に幾ら持つていくか、それから生活用塩の確保に幾らこれを使つていくか、もう一つは研究開発事業に幾ら使うかと、こういうようなことのようにですが、これは全部大蔵大臣が知っておきやいことだ、国会はそこまでという法律になつておるんですね。

法案を審議するときに、我々いつも大枠だけして、あとはもう役所がやりますよというような形で、それから信頼がないというわけじゃないんですが、もう少しそこら辺は、法律を出すときにあるいは整備をするときに、国会で審議をする一千億

からの財産、これはやっぱり税金をかけないでたまった金ですから、これはいわば国費に近いようなものですから、こは一つ非常に大きな今後のポイントになると思ふんですね。その辺について、今いろいろなことを申し上げましたが、担当の方から答弁をしてくださいます。

○政府委員(宝賀寿男君) 御指摘のように、昭和六十年年度の事業開始時におきまして塩専売事業は、事業運営の基本金とそれから塩専売価格安定準備金という形で三百七十億円の提出を受けておりまして、その三百七十億円が現在の段階で約九百七十億円まで積み上がつておりますが、これは、日本たばこ産業株式会社において販売価格を適正な水準に維持しつつ、一方、国内製塩業者の自立化を図るという観点から、国内製塩業者のストの低減を誘導するために買入れ価格を引き下げてきた経緯がございます。したがって、現在の資産額は、そうした塩事業の収益と、それから収益が生み出したと認識した積立金の運用利益によって形成されたものと認識しております。

こうした塩専売事業に係る資産は、積み上がつてきた過程を考えますと、今後とも塩事業センターの業務を通じて引き続き塩の安定供給を図るために使用するほか、塩産業の自立化のために活用することを考えておるところでございます。

具体的には、塩専売制度廃止に伴ひまして、日本たばこ産業株式会社の塩に関する研究所が同社の研究所と位置づけられなくなることにありますので、同研究所を母体とする財団法人を設立することとしておりまして、これに三百二十億円相当の資産を拠出することとしております。こうした研究所を通じて、塩産業の今後とも調査研究等に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、塩産業の自立化達成のための合理化推進及び転廃業に対する助成のために塩事業センターに助成業務特別勘定を設けることとしておりますが、これにつきましては現在のところ約三百億円

を拠出することを予定しております。この基金を使いまして塩産業のさまざまな自立化達成のための手段というのを講じてまいりたいと存じております。

それから、現在の資産から今申し上げました二つの拠出を控除した残りの資産が約三百七十億円程度と見込まれますが、これは倉庫や在庫等を含むものでございまして、これにつきましては、日本たばこ産業株式会社が塩専売事業を行うに当たりますとして専売公社から引き継いだ財産の額に相当するものと考えまして、塩事業センターの生活用塩の供給のための特別勘定に拠出することとして、この基金を用ひまして生活用塩が今後とも安定的にきつと供給できるように体制を積み込んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○梶原敬義君 これは会計検査院の範囲の及ぶところであるわけですね、今度センターに行きますと。その点いかがですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 塩事業センターの業務につきましては、その年度の都度大蔵省の方で認可するという形で事業を考えておりますので、その事業につきましては、法律の趣旨にのっとりまして適切に運用されていくかどうかというのを業務方法書等からきつちチェックするとともに、使途についても適正な運用になるように心がけてまいりたいと存じます。

○梶原敬義君 それのチェックですね、そういうものは大蔵省はどの部署でやるんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 現在のたばこ塩事業室は、たばこ及び塩事業の管理監督という任に当たつておりまして、今後この専売事業がなくなりまして大蔵省の所管事業として塩事業というのを考えておりますので、現在の私どものたばこ塩事業室で対応して、トータル的には理財局の中に位置しますが、十分見てまいりたいと存じます。

○梶原敬義君 研究所に、財団法人が何かかわりませんが、それに三百二十億という、これ大金ですね、大金です。これが妥当かどうかというのは

もう全く今、我々判断できないんです。それで承ります。前園さん、大体こんなものですかね。

○参考人(前園治君) 研究所は研究所でございまして、技術開発のネタをいろいろ開発をして、それが製塩企業に利用できるようにしていかうと、こういうことでございまして、そういうところを充実してほしいというのは我々の要望でもございまして。

それから同時に、特に経過期間中、自立化がこの五年間に本当にできるかどうかと、そういう思いも持ちながら、しかし一生懸命頑張っていくというところで努力をしていくわけですね。そういった技術的な面とかあるいは政策的な面とか、そういうところで促進策を、知恵を出してもらいたいという意味では、ある程度人間も抱えておいてもらわないと、今、生活用塩の話がありましたけれども、生活用塩の供給の仕事も大事ですけども、同時に製造とか卸とか、その辺が五年間の間に自立できるようなちゃんとした知恵をひとつ一緒に立てて出してもらいたいようなこともありまして、私はまあいいところではないかなというふうに思つております。

○梶原敬義君 大蔵大臣、お願いをしたいのは、この約一千億の資金がたまったということ、これは普通民間の企業ではたまたらないです、こういうのは。それは利益が出れば全部税金取られますから、四〇%そこらからもう取られていくからこれはたまたまない。この関係についてはそういうものは全部免除です。それは消費税はかけているのか。問題は、そういうお金の一千億をどこにどのように使うかというの、もうおれに任せておくと、こうしてやるんじやなくて、やっぱりこれは大蔵大臣よく目で見えて、判断して、本当に国民に対しても妥当な状況であるかどうかというの、大臣のところまでぜひ目配りをしたいだきたい、このように思ふのであります。これももう答弁は要りません。

それから最後に、先ほど日本たばこの副社長から答弁が海野議員に対してありました約五百人の

であるという物資の性格から考えますと、公的な形を最小限にしながら安定的に適切に供給してまいるという形で考えておりまして、先生の御指摘のとおりでございます。

〔委員長退席、理事石川弘君着席〕

○古岡吉典君 供給そして価格、この点は安定し

た価格で全国隅々まで供給されるからということの保障が将来ともある、そういうものだということに仕組みの上でもなっているという答弁でしたし、私も読んだ限りではそうなっているというふうに思いました。したがってその限りでは、専売制度は廃止するけれども、専売制度の廃止ともいえる自由化でどうなるかわからないというものでないというふうにとらせていただきます。

その次に、国内の塩産業の問題です。これをどうして振興させていくか、守っていくか。

日本は自給率一五%と。これは外国とのいろいろな条件の違いというものとありますが、この一五%というものが低下するということはなにかどうか。ここら辺はもう一つ重要な問題だと思えますので、この国内塩産業の振興についての見通しを含めてどのようにお考えになっていきますか。

〔理事石川弘君退席、委員長着席〕

○政府委員(宝賀寿男君) 御指摘のとおり、我が国の塩の自給率は一五%程度でございます。諸外国に比べて極めて低い状況ではございますが、一方で食料用の塩の需給量程度は自給しているというふうに思っております。こうした状況でございますが、たばこ事業等審議会の答申におきましては、経済合理性のもとで食料用の需要量程度の塩を国内生産により確保し、良質の塩の安定的な供給を図ることが必要というようにうたわれておりまして、その趣旨に沿うように適切に対処してまいり所存でございます。

本法案におきましては、国内塩産業の自立化というものを支援するために、経過期間を含めてさまざまな形で所要の措置を講じているところでございまして、今後ともさらに適切に我が国の塩生産を進めてまいりたいと思っております。

○吉岡吉典君 価格面で、技術の発展によって大衆国際価格と対抗できるようにする見通しがあるという説明もこれまでいろいろ聞いてまいりましたけれども、そこらはどういうふうに見通してお

られますか。

○政府委員(宝賀寿男君) 現在のところまだ国内塩と海外から輸入されている塩との価格差はございますが、これにつきましては、経過期間中の対応としまして、一方でソーダ工業用塩以外の塩につきまして塩事業センターが一元的に輸入販売を行う形をとるとともに、もう一方で、さらに合理化促進ということでイオン交換樹脂の関係の技術の向上というもので、メーカーにつきましてもさらに合理化投資というものが適切に行われるように措置してまいりまして、そうした措置を通じて国内塩産業が自立できるように考えてまいりたいと思っております。

○吉岡吉典君 その際、合理化の中で労働者の問題等、先ほどいろいろ要請の発言がありましたけれども、これは私は繰り返しません。

それから、今、統廃合等いろいろ五年間について不安なきにしもあらずだけれども、努力してみられなければならないという決意表明とされる答弁がありましたけれども、そういう点については十分なる配慮のもとにやっていたきたいということ、これは私も要請的に申し上げておくとどめたいと思います。

百年の制度を変えるという問題ですから、冒頭言いましたように、専売制度がより好ましいというふうに私は今でも思っていますけれども、しかし、別の形で国民に必要な塩の安定供給の保障はあるということでありましたので、この問題については、国民も持っていたであろう疑問に答える形でこの程度にとどめて、この機会に、大蔵大臣、ちよとテーマが別になりますけれども、私は提案というか要望というかを申し上げます。それは、今、日本の国内でもいろいろな形で広がっている貸し手責任の問題についてであります。

四月一日、御存じのように三菱銀行と東京銀行が合併して世界最大の銀行が誕生しましたけれども、新聞はこの四月一日に、東京銀行本店の前に

変額保険被害者の会の人々が喪章をつけて抗議行動を行ったというところを書いております。経済関係の雑誌では非常に大きくこれを取り上げて、新しい世界最大の銀行の出発はそういう暗い一面を持ったものになったというふうにも書いておりました。

時間がありせんから一括してあれしますけれども、これより前、三月二十五日に、実はこの日、抗議行動をやったような人々が中心になってつくっている銀行の貸し手責任を問う会というのがございます。それがフォーラムを開きまして、このフォーラムには各党首あてに各党代表の出席を求めて会合を開いております。私が聞いたところでは、与党も社民党ときがけの代表が出席して、ここでこの会の人々に理解を示すあいさつ、報告があったと聞いております。私も出席する予定でしたけれども、議運の理事会が長引いて残念ながら出席できませんでした。

そこでこの話を聞きますと、いわゆるバブル期の銀行から融資をだまし同然の形で受けた人々の実態が次々と報告されたというところを聞きました。恐らくここにおられる大蔵委員の皆さんも、私も、そこいふ点での諸願、陳情、解決方法たくさん持ち込まれておいでだろうと思いたすけれども、私も、変額保険の人のみならず、いろいろな人が次々やってきて、銀行の手を煩わしたり銀行に取り次いだりもしているところがあります。それを見ますと、こんなひどいことが本当にあつていだらうかと思うものが随分あるんですね。それは、一方面的な言い分だけじゃなくて、置いて帰った文書を見て私はそう思うんです。

例えば変額保険なんか、保険料を一銭も払わずに高額の相続税対策資金が準備できる相続対策プランが開発されました、こういう文書が置いていつてあるんですね。どういふものかというその具体的なケース、あなたの相続対策プランというふうなものをつくって持ってきて、私も保険に若干かかったことがあるので経験がありますけれども、そんな文書を何で置いて帰るんだらうかと

思うような文書を置いて帰っているんですね。それを見ると、例えば変額保険、運用利回り九%の例、これは三菱の例ですが、とにかく銀行から一億六千万円ぐらいの保険料を一時払いで払う、そうすると五億円の保険で将来四億幾らの効果がある、こういうプランが書いてあるんですね。

それで、後からあなたのところはどんな資料を持って回っているかというのを持ってくる、会社が発行したのには、僕らのところに持ってくるのは、九%の場合、四・五%の場合、〇%の場合というふうな運用利回りの三つぐらいのケースがあるけれども、それなんかを見ると、九%だけの例が書いてあつて、四億ぐらいの効果が出て、相続税は一銭も掛金が要らないと。普通の市民生活をしていてのところへそういうものを持ち込んで、信用して入ったらもう今や利子も払えないというふうなそういう例がいっぱいある。あのバブル期というのは本当に狂ってしまったなと思います。

きのうもある企業の、これは大企業をやっている人が、銀行にひっかかってこうだと言つて、これは変額保険じゃありませんけれどもお見えになっていました。きのう来られたその方は、その借金をめぐって奥さんがちょっと精神障害になったという人です、つい最近来られた人は、この合併した銀行との関係で御主人がとうとう発狂された。変額保険の会の例で言うと、この会の人の話だと、確認できただけで自殺者が四人確認されていると。これはやはり法律上いろいろあるかもしれないけれども、そういう人々が、詐欺同然の融資をした貸し手に責任ありというところで、それに今弁護士とか法律家、学者、いろいろな人も参加してこの運動が日本でも広がっている。アメリカではもう幾つかの判例も出るといふ状況にまでなっております。

私は、大蔵省にいろいろこの問題ではお手数もかけてきましたし、この委員会でも問題提起しまして、銀行が債権回収をどのように行うかという場合に、銀行の公共性にかんがみていやくも社会的批判を受けるようなことがあつてはなら

ないという答弁も、これは西村銀行局長からかつていただきました。それから前大蔵大臣からは、借り手の保護ということも必要だという答弁もいただきました。

私は、そういう答弁をもう一步積極的に行政面で生かしていただきたい。そのために、大蔵省の中にそういう人の声を率直に聞くような仕組みもつくっていただいて、もうアメリカでは大きな判例も出るような問題になっているこの問題について、日本の大蔵省としてもたえ、研究もしていく、そういう体制をぜひとっていただきたいというのが私の大蔵大臣への要請あるいは問題提起ですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(久保亘君) 今、吉岡さんからお話がありましたような問題は私も幾つか知っておりますが、私のところにも直接手紙もいただいた例もございます。ただ、大蔵大臣として今お答えできますことは、これらの問題は、当事者間の正規の契約に基づいて行われております場合には、私法上の問題として当事者間で処理する以外に現在の方法がないのではなからうかと思っております。

しかし私は、金融機関、特に銀行などは、金融そのものに關して、借り手の方はいわゆる素人アマチュアである場合が多いわけですから、プロがアマチュアをだますというようなことは絶対に許されないことだと思っております。そういう点では、やはり金融に關して必要な道義が守られ、そして十分な知識を相手方にも説明した上で、納得の上での契約でなければならぬと考えております。そういう点につきましても、金融機関の融資のあり方として今後やはり考えていかなければならないことだと思っております。

なお、後段でお話ございました、これらの問題に關する苦情についてどうするのかということであろうと思いますが、現在の大蔵行政機構の中でどのような方法が可能か、という部門でやつたらそういうことが可能になるのか、少し検討させていただきますと思います。

○山口哲夫君 塩事業法案については、もうほとんど問題も出尽くしていると思しますので、一つだけ質問させていただきたいと思ひます。

これは後ほど附帯決議の中にも出てくると思ひますけれども、日本たばこ産業株式会社の塩専売事業本部が廃止になるわけですが、それにあわせて塩の製造業者、塩の卸売業者の合理化、転廃業等が行われるわけですが、その塩産業に従事する人たちの人数というのは一体どのくらいにちよつと分類して教えていただきたいと思ひます。

それにあわせて、当然これは雇用の不安が出てくるわけでありまして、その安定を当然これから図っていくかなければならないと思ひますが、具体的にどういうことを考えていらつしやるのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○政府委員(宝賀寿男君) 現在の塩事業関係者の数についてでございますが、まず、日本たばこ産業株式会社の塩専売事業本部の従業員は約五百名と承知しております。次に、塩の製造業者でございますが、これは現在七社で約一千百名。次に、塩卸売業者につきましては七十六社で約千三百名と承知しております。また、塩の小売に携わっている業者でございますが、これは約十万人一千人であるというふうに承知しております。

今回の制度改革におきましては、こういった塩関係者の雇用の安定というの十分配慮して進めていかなければならないというふうに承知しておりますが、日本たばこ産業株式会社の職員につきましても、会社内の配置転換をスムーズに進めることによりまして対応するというふうに聞いておりますし、そのほか塩産業関係の従事者の雇用安定につきましても、経過措置を含めまして塩産業の自立化達成を行うことによりまして、適切に雇用を確保してまいりたいというふうに承知しております。

○山口哲夫君 政府としても、こういう関係する従業員の方々が路頭に迷うことのないように、ぜひひとつとつたりこれから対策を講じていただきたいと思ひますけれども、その辺の決意のほどを一言お願いいたします。

○政府委員(宝賀寿男君) 制度改革に当たりまして、いわば適切な制度に進んでいくために雇用の安定というのは欠かせないものでございますので、しっかりと留意して進めてまいりたいと存じます。

○山口哲夫君 それでは次に、大蔵大臣にお尋ねをいたします。

昨夜、一九九六年度の予算案の採決に当たりまして、与党三党と新進党の間で合意事項が調つたというふうに報道をされております。

その合意事項を読んでみますと、住専予算については制度を整備した上で措置するというふうになっておりますけれども、この制度というのは一体何を指すのか、その辺についていかがでしょうか。

○国務大臣(久保亘君) 今御質問のございました事項につきましては、国会の責任において政党間で協議され合意されたものと承っておりますが、まだ正式に予算委員会において修正案として出されたものではございません。これからの問題でございますし、政党間の御協議の内容について私はその解釈を申し上げる立場にないと思っております。

○山口哲夫君 政党間の合意事項であることはわかりますけれども、これは議院内閣制ですから、政府の方で全然これに対しては関与せずという、そういうふうな考えでいいんですか。

○国務大臣(久保亘君) これは、私がお聞きしたいところでございまして、政府修正という形にはならないものでございまして、政党間において修正を取り決められ、総則に十六条を追加修正されるものと承っております。

これが正式に修正となりました場合には、政府の見解を国会で求められれば私も申し上げねばならぬと思っておりますが、現在はまだ修正案として出されているものでもございませんので、私

からは申し上げられないとお答えしているのであります。

○山口哲夫君 それでは、修正案が通つた場合においては、当然、予算を執行する立場においてはそれを全面的にのんでいくというような判断に立つというふうな解釈してよろしいですね。

○国務大臣(久保亘君) 国会に御審議をいただきました案件について、予算であれ法律であれ、国会が最終的に御決定になりましたものを政府として誠実に執行することは当然のことでございます。

○山口哲夫君 それでは事務当局にお尋ねいたしますけれども、この住専問題について制度を整備した上でという制度というのは、大体予想されるのはどういうことを予想されますか。

○政府委員(西村吉正君) ただいま大臣からもお答え申し上げましたとおり、現在政党の間で御議論をしておられることでございしますので、私ども事務当局がそれについてコメントするという性格のものではないと理解をいたしております。

○山口哲夫君 大蔵当局として、住専問題を提案している立場からいへば、大体この国会の中で議論をしているその経緯から、この制度の整備をするというその制度というのは、大体予測されるのはどういふものかということぐらいは判断がつくのではないんですか。

○政府委員(西村吉正君) 繰り返しの答弁で恐縮でございますが、私も今の段階で、政党間で御議論をしておられることにつきまして、その私どもの理解を御説明申し上げることは差し控えるのが筋ではないかと考えているところでございます。

○山口哲夫君 それじゃ私の考え方として申し上げますけれども、予算が通りますと、当然それに関連する法案を通さなければ予算の執行ができませんですね。そうすると、今出ている制度の関係する法案というのは大体二つあると思ひます。一つは住専の処理機構、これを新たにつくらなければならぬ。それからもう一つは現在既にある

法案で預金保険機構、これは一部改正をしなければならぬと思うんですけれども、そういうものがこれは制度として考えてよろしいものでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 与野党間でお話し合いをしておられます制度というには、今お話のごさいました法案の内容というものは当然関係してくるんじゃないかと推測をいたしますけれども、そういうことについて私が今の段階で御説明を申し上げるということは差し控えていただきたいと思います。

○山口哲夫君 今お話があったように、当然そういうものが推測されると思うんです。しかし、これは別に合意されなくても、当然予算を上げる場合にこの法律案も上がってこなければ予算の執行ができない。ということになれば、もしそれが制度とするならばこれは当然のことですね。特別新たに合意しなくても政府としてはやらなければならぬ、国会としても通さなければならぬというふうなことで、何か新しい制度というものがあのかたと考えたけれども、どうも私の判断では何もない。

結局は当たり前のことをこの合意事項の中では言っているのかというふうには私は感じただけです。政府の方としてはそれにタッチすることができないと言っているので、それ以上はやめなければ、夕べの合意事項を私なりに判断するには、どうもそういうことだなと。これは合意事項と言っても、当たり前のことを合意されて、それを中心にして合意されたのかというように解釈したということだけは、私の意見として申し上げておきたいと思えます。

それで、もう一つ住専問題についてお尋ねいたしますのは、住専処理のために政府は六千八百五十億円というものを支出しようということと予算に計上しているわけですね。ところが、これに対して大蔵国民の批判が高まってきた。そこで、政府・与党が住専の追加措置というのを三月五日に発表をしているわけです。

それを見ますと、既にもう報道されていることですから詳しく申し上げることもないと思うんですけれども、民間の金融機関は今後七年間で一・五兆円規模の経営の合理化・効率化を行って、五千億円程度の税収増をもって国への新たな寄与を行うというところが一つ。そして、農協系統は今後七年間で少なくとも六千億から七千億円規模の経営の合理化・効率化を行って、千八百億円程度の税収増をもって国への新たな寄与を行う。要するに、政府が今予算を出そうとする六千八百五十億のうち六千八百億というものを、民間金融機関と農協がもつとリストラをやって、努力をして利益を上げさせて、それに対して税金がかかる、その税金が六千八百億だというふうな考え方なわけですね。そういうふうには解釈してよろしいんですか、これは。

○政府委員(西村吉正君) 先般、与党が御決定になりました「住専問題に関する新たな措置について」という文書には七項目から成る事項が記載されておりまして、「責任の明確化と徹底追究」とか、あるいは「金融行政の改革」等各般の施策について述べられているわけですが、その中に今御指摘の金融機関と農協系統の新たな寄与という項目も含まれていることは承知をしておるところでございます。

私どもは、住専問題の処理について国民の御理解をいただくため、与党の関係者の皆様方の中で熱心な御議論が重ねられ取りまとめられたものと承知しておりますが、これは政府といたしまして、その趣旨を重く受けとめ最大限尊重するということになっております。当然、政府の一員としての大蔵省といたしましてもそういう方針で臨みたいと考えております。

なお、個々の項目の解釈につきましては、これまた私がこのような場で御説明を申し上げるという立場にはないということも御理解をいただきたく存じます。

○山口哲夫君 そうすると大蔵大臣、今局長からお話があったように、政府・与党の追加措置と

いうものは、大臣の方としても当然これは受け入れてそういう方向で政府としても進みたい、こういうふうには解釈してよろしいわけですね。

○国務大臣(久保亘君) 今、山口さんが言われた中で一つだけ誤りがありますのは、これは政府・与党の追加措置ではございません。与党三党が御決めにされましたもので、与党三党から政府に申し入れと申しますか、こういう新たな追加措置を尊重するようにということと答申されたものでございます。これを政府側としては、今銀行局長が申し上げました七項目にわたりますものについて理解をし、このことも含めて、住専問題処理のために全力を尽くすという立場を与党側には申し上げたところでございます。

○山口哲夫君 それは承知の上で質問しているんですけれども、政府・与党、こういうふうには言われていますけれども、当然さつき言ったように議院内閣制ですから、これだけ重要な問題ですから、当然政府の方の意向というものもこの中には反映されているものとして質問したんです。

ただこれは、どこの企業でも今それなりにみんなリストラをやって努力をしているわけですね。頑張っているわけですよ。ですから、金融機関も住専問題があるなしにかかわらず一生懸命合理化をして、リストラをやって、そして利益を上げて税金を払うというのは当たり前のことではないかなと思ふんです。これは当然のことを何であえて、六千八百億政府が支出するものにかわって、いずれその金額だけを税金で納めてもらうという、そういう案が出てくるのか私にはとても理解できないわけですね。ですから、これはもうほかの企業も当たり前にやらなければならないことであって、銀行もこれがためにやるといふすりかえはどうしても納得できないなど。

それで私は、やっぱり六千八百五十億というのは、これは母体行の責任できちっと処理すべきだと思ふんです。少なくとも母体行が金を出して住専をつくる、役員を大蔵省と合わせて八〇%も送って経営指導をする、そして融資のあっせんを

母体行がやって、融資あっせんしたもの為何と焦げついているのが九〇%を超えているというわけですから、私はやっぱり母体行の責任というのは非常に大きいと思ふんです。そして、母体行がそれじゃ一体それだけの力がないのかといえ、そんなことはないと思ふんです。

そういうことから申しましても、母体行の責任でこれを完全に処理させるということについて、大蔵大臣いかが考えでしょうか。

○国務大臣(久保亘君) 既に衆議院予算委員会におきましても、また暫定予算の御審議をいただきました参議院予算委員会におきましても、この住専問題にかかわっての責任をどういうふうにかえりのかというについては繰り返し御質問をいただまして、私の方からも誠実に繰り返しお答えをいたしました。

住専の設立、出資、人事、経営、その他紹介融資等も含めて母体行の負うべき責任は極めて大きいものがある。今、母体行はこの住専問題の処理に当たって関係者の協議でかなりな負担等を約束しているけれども、これで十分ということではない。さらにその努力を続けるべきであるということと、政府の考え方は私の方から申し上げてきているところであります。

ただ、このことについては質問者の側も御了解をいただいていることでありますが、だからといって、法的に、今協議で合意している以上のものを政府側から母体行である銀行に対して強制する手段は存在しない。そこが非常に難しいところである。あくまでも協議と合意に基づいての負担でなければならぬ。その責任論に基づく協議を私たちは可能な限りいろいろな立場を通じて進めております。

そういう努力の中で、与党の方でもおやりになったその一つとしてこへ出てきているのであります。これで済んだというふうなものがこへ出されたものではない、これが今私どもの理解でございます。

○委員長(片山虎之助君) 他に御発言もないよう

ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

塩事業法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山虎之助君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

直嶋君から発言を求められておりますので、これを許します。直嶋君。

○直嶋正行君 私は、ただいま可決されました塩事業法案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党・議院連合、日本共産党及び新社会党・平和連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

塩事業法案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 塩専売制度改革の趣旨にかんがみ、消費者ニーズに対応した多様な塩の供給が行われるよう努めること。

一 塩が国民生活に不可欠な代替性のない生活必需物資であることにかんがみ、良質な塩の安定的な供給を確保するとともに、緊急時にも十分対応できるよう所要の備蓄量を確保すること。特に、離島・過疎地等における供給及び価格の安定が維持されるよう努めること。

一 国内塩が輸入塩と価格面で適切な競争が可能となるよう関税割当制度の導入等について検討するとともに、経済合理性の下で食料用塩の需要量と同程度の塩が国内生産により確保されるよう努めること。

一 塩の製造・流通業界の実態に即しつつ、生産・流通両面の一層の構造改善を推進し、もって国内塩産業自立化の促進が図られるよう努めること。

一 日本たばこ産業株式会社の塩専売事業本部の廃止及び塩製造業者、塩卸売業者の合理化・転廃業に当たっては、塩産業従事者の雇用の不安が生じることのないよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(片山虎之助君) ただいま直嶋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山虎之助君) 全会一致と認めます。よって、直嶋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、久保大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。久保大蔵大臣。

○国務大臣(久保大臣) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(片山虎之助君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(片山虎之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会